

「平成27年度 第1回 芦屋市市民マナー条例推進連絡会」概要

日 時	平成27年7月24日（金） 午前10時～正午
場 所	芦屋市役所本庁北館2階第2会議室
出席者	委員 岩尾 實（芦屋市自治会連合会） 新谷 勝彦（芦屋市商工会） 藤城 佳代子（芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会） 雑賀 潮美（美化推進員） 植田 加須美（美化推進員） 添田 ひろみ（美化推進員） 森本 勲（美化推進員） 三戸 勝利（美化推進員） 阪上 哲夫（美化推進員） 内藤 英男（美化推進員） 井ノ上 妙子（美化推進員） 塩倉 清美（美化推進員） 関係機関 小牧 直文（芦屋警察署 生活安全課長） 行政関係者 山中 辰則（芦屋市市民生活部 環境施設課長） 大石 健二（芦屋市教育委員会 学校教育課 係長） 事務局 長岡 良徳（芦屋市市民生活部 環境課長） 阿南 龍虎（芦屋市市民生活部 環境課管理係長）
事務局	市民生活部 環境課

今年度第1回の会議では、昨年度から委員に一部変更もあることから、まずは市民マナー条例及び市民マナー条例推進計画の概要や経緯について共通認識をもっていただくとともに昨年度の主な取組について振り返りました。その上で「芦屋市市民マナー条例推進計画」に基づき、今年度の重点取組として予定されている具体的な取組を紹介させていただきながら、効果的な取組の実施方法についてさまざまなお意見やアイデアをいただく等活発な議論がなされました。

※連絡会の中で使用した資料等については、別添資料をご参照下さいますようお願いいたします。

1. 事務局あいさつ

省略

2. 委員の自己紹介

省略（委員名簿参照）

3. 概要

（1）「市民マナー条例とは」「推進計画とは」

省略（「平成26年度第1回芦屋市市民マナー条例推進連絡会議事概要」参照）

なお、条例の経緯については別添資料「市民マナー条例の経緯（平成27年度版）」をご覧ください。

(2) 推進連絡会の目的・役割について

省略（「平成26年度第1回芦屋市市民マナー条例推進連絡会議事概要」参照）

4. 昨年度の主な取組について

(1) 自治会掲示板を活用した啓発物の掲示（別途「自治会掲示板用啓発物」資料参照）

「犬のふんのないまちが好きです」といった啓発物を自治会等の掲示板に貼っていただけるようにラミネートしたもの（芦屋市・芦屋市市民マナー条例推進連絡会という文言入り）を用意しており、これまでに9つの自治会等に対し計90枚ほど配布しました。たばこや犬のふん等啓発文言の異なるものを何種類か用意しており、今後の更なる活用をお願いしました。

(2) 商工会制作の芦屋市PR動画「恋するフォーチュンクッキー芦屋 ver.」への出演

芦屋市商工会様が制作されたAKB48の「恋するフォーチュンクッキー」の替え歌の芦屋のPR動画（youtube）に市民マナー条例を周知するために環境課職員も出演させていただきました。他にも市内のお店のかたなどたくさん出演されてますので、ぜひご覧ください。インターネットで「恋するフォーチュンクッキー 芦屋」と検索していただければ閲覧できます。

(3) コミスクイVENT会場での啓発キャンペーン

昨年度朝日ヶ丘コミスクのお餅つき大会の会場を活用させていただき、飼い犬のふんの放置禁止を中心に市民マナー条例啓発キャンペーンをさせていただきました。今年度も、山手コミスク、朝日ヶ丘コミスク、精道コミスクの各夏祭り会場を活用させていただき、啓発うちわを配布させていただきます（実施済み）。

(4) 美化推進員との啓発キャンペーン

昨年度もさくらまつりやサマーカーニバル等を活用した啓発キャンペーンを計5回美化推進員の方々の協力のもと実施しました。

今年度もさくらまつりを皮切りに美化推進員の方々に多数ご参加いただき、直近ではサマーカーニバル実施日に合わせて、啓発キャンペーンを阪神芦屋駅及び阪神打出駅周辺で行う予定です（実施済み）。

(5) まんが啓発チラシの配布

昨年度神戸芸術工科大学の協力を得て、まんが啓発チラシを制作し新聞折込にて市内へ配布しました。市民マナー条例をわかりやすく、興味のない方にも知っていただき、考えていただくきっかけになればと始めたものです。

今年度は、同大学に啓発うちわの制作をお願いし、啓発キャンペーン等にて配布しているところです（配布済み）。

(6) 阪急バス(株)での車内アナウンス及びバス停での啓発掲示（別添）

昨年度、阪急バスの車内放送にて、啓発アナウンスを行いました（4停留所で1日あたり466回）。今年度も停留所の場所を変えて1日あたり598回アナウンスを行っています。

また、バス停留所付近での喫煙行為やポイ捨て等について課題があることから、喫煙禁止区域外のバス停留所の一部においてバス待ちの間の喫煙行為をご遠慮いただく旨を記載した掲示物を芦屋市・芦屋市市民マナー条例推進連絡会・阪急バスの連名にて設置しています。

5. 今年度の取組みの方向性について

(1) 推進計画（計画書31ページ参照）における平成27年度重点取組

ア. 感謝状の贈呈

「環境美化などの市民マナーの向上に寄与している団体及び個人への感謝状」

推進連絡会の中で選定基準や選定候補などのご意見を伺いながら実施へ向け検討を行ってまいります。

イ. 出前講座の実施

本市の生涯学習課における出前講座メニューへの登録は済んでいるので、ご活用をご検討いただくとともに、事業所様やNPO団体等における集会等人が集まる場において一部時間を割いていただき、市民マナー条例を紹介するような場面づくりを想定しています。

ウ. 事業所等のイベントとの協働キャンペーンの実施

芦屋市商工会様においては様々なイベント等が実施されており、協力いただけるイベントや事業者様について個別具体的にご相談をさせていただきます。

エ. 地域と一体となったキャンペーンやパトロールの実施

市でも喫煙禁止区域での過料徴収のための巡回パトロールやバーベキューや飼い犬のふんの放置の巡回警備を一定時期に一定地域にて行っているところですが、個別の苦情に全て対応できるものではありません。そこで、各地域において特にこのエリアがふんが多いとか歩きたばこで困っている等の情報を集約していただきたい、情報をいただきたいと考えています。

いただいた情報をもとに重点地域を決定し、地域の方々と一緒に啓発キャンペーンやパトロールを行ってまいります。

(2) 鉄道事業者との連携

たばこの過料処分者は200件余りとなっていますが、違反者の約8割が市外居住者となっています。市外から本市を訪れる際に玄関口となる市内の駅前には全て喫煙禁止区域となっており、駅を出る前に喫煙者に知らせる必要があります。鉄道事業者の協力を得て、順次啓発看板の設置などをすすめてまいります。

(3) 神戸芸術工科大学との連携の拡大

市民マナー条例をよりわかりやすく伝え、またマスコミに取り上げていただくことで市外への周知効果も期待しつつ、同大学の協力を得ながら効果的な手法を実施してまいります。

6. 会議（まとめ）

※個々のご意見・アイデア等については、「7. 会議中の主なご意見・アイデア等」に掲載（市民マナー条例に関するもののみ）しています。

今回、市民マナー条例の禁止項目で議論の中心となったのは「飼い犬のふんの放置」でした。

たばこに関しても、国道沿いでのポイ捨てや交差点付近の信号待ち車両からのポイ捨て等に関するご意見をいただく一方、以前に比べれば随分改善されたのご意見もあり、相対的に「飼い犬のふんの放置」が目立ってきているとも考えられます。

また、「市民マナー条例の周知方法」についても議論になりました。違反者を見つけた時に、違反者に対して市民の方に直接注意していただくことはトラブルに発展する可能性もあることから、願うことができるものではないとの市の立場をお伝えしつつも、地域での声掛け、例えば犬を散歩されてる方が手ぶらで散歩させてるようであれば「回収のための袋はお持ちですか」と声を掛けたり、普段から美化活動などを地域でされている美化推進員の方が、美化推進員として周知啓発の声掛けがしやすいよう腕章や目印となる札等、つけやすいものを配布していただければ助かる、と言ったご意見もいただきました。

さらに、この市民マナー条例推進連絡会の中で議論しているだけでなく、いかに意識のある人が意識のない人に伝えていき、気運を盛り上げていくかが重要で、キャンペーンや出前講座を数回した、というような取組をしたからと言って効果は限られている、といったご意見等も頂戴しました。

普段からの取組にいただいたご意見やアイデアをできる限り取り入れつつ、今年度の重点取組について参加いただいている委員及び所属団体等の協力も得ながら、市民マナー条例の一層の周知啓発に取り組んでまいります。

7. 会議中の主なご意見・アイデア等

(1) たばこに関するもの

- ・国道沿いなどにポイ捨てが多い。
- ・信号待ちなどの際に車からポイ捨てするケースが多いが、道路上に啓発看板等を設置できないか。
- ・阪急芦屋川駅前のトイレ付近で高校生が5、6人でたばこを吸っていたのを見かけた。どうすれば。

(2) 飼い犬のふんの放置に関するもの

- ・小学校や幼稚園で犬のふんが多い地域なんですけど、通っている子どもから大人のマナーに対して疑問の声が上がっている。子ども目線でのポスター等を学校周りに貼る等ができないか。
- ・犬のふん等の啓発はペットショップや動物病院などを活用できないか。
- ・犬のふんを袋で回収する人は多いが、その袋を家に持って帰らずに袋ごと捨てる人がいる。そんなことするくらいなら放置していた方がまし。
- ・啓発看板の前であえてふんを放置する飼い主がいる。
- ・芦屋川は1年前からずいぶん犬のふんが少なくなった。家の前もずいぶん少なくなった。
- ・パトロールで違反してから声をかけるのではなく、犬の散歩であれば、ふんを始末する道具を持っているかを聞く、何回も声をかけることが重要。

(3) 周知・啓発全般に関するもの

- ・来年度の屋外広告物条例により、のぼり旗の設置が原則できなくなる。のぼり旗の代替物としては、風の影響を受けにくいしっかりしたものがよいと思う。
- ・出前講座などが予定されているが、年に何回かやっただぐらいでは意味がない。月に1回、週に1回やるとかなら意味があるが。それより、ここに参加している委員がアナウンスしないと。
- ・看板の文字が小さすぎると伝わらない。
- ・違反行為が多い場所は3日なら3日、1週間なら1週間続けて立つ、違反者の生活のリズムを変えさせるぐらいしないと。
- ・啓発キャンペーンは日数が限られているので、普段から身に着けられてマナーの啓発ができるタオルなんかあればありがたい。
- ・かわいい腕章のようなものがあれば身に着けて普段から活動の際に着ける。

- ・子どもの登（下）校時に（見守りを兼ねて）大人が火ばさみとごみ袋をもってごみ拾いをするこ
とは子どもたちにとって良い教育になるのではないか。
- ・防犯でもマナーでも一緒。気を付けていない人には、気を付けている人が注意してあげる。意識の
高い人が伝播して行って気運を盛り上げていくべき。特に犬のふんなんかは違反者も地域の人だか
ら積極的に声をかけていってもいいのではないか。
- ・腕章一つでもあるのとないのとでは注意したときの効果が大きく違う。
- ・腕章はつけにくい。
- ・腕章でなく名札でもいい。
- ・腕章等をつけたら市からお金をもらってやっていると思われて何でもかんでもおしつけられかねな
いという懸念がある。
- ・声掛けの仕方の講座みたいなものを出前講座等で教えていただけたら声掛けしやすくなる。

（４）その他

- ・芦屋川沿いののぼり旗はだいぶ減りましたね。のぼり旗が不細工だと感じていたが、のぼり旗のお
かげでだいぶゴミが減ったと思う。
- ・マナーを守るというのは、書かれているから守るとかではなく、人間の基本に関わるもの。
- ・犬の話題が多いが、たばこのポイ捨てとか歩きたばこなどが昔に比べ劇的に減ってきたからとも言
える。
- ・違反者を見かけた時に直接注意しない方がよいと聞き、そうしている。
- ・キャンペーンで配布する啓発うちわですが、「マナー条例を守りましょう」しか書いてないので、
市民マナー条例の中身が伝わらない。

8. 次回以降の予定

- ・第2回（重点プロジェクトの取組状況について）
10月中旬ごろ
 - ・第3回（今年度の取組の総括、来年度の取組に向けて）
翌年1月中下旬ごろ
- ※実施時期については、変更の可能性があります。

<お問合せ>

芦屋市 市民生活部 環境課
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
TEL：(0797)38-2050
FAX：(0797)38-2162
担当：阿南